

部活動のきまり

1 部活動とは

- (1) 放課後に行なわれる活動であり、生徒の自主性・社会性を育て、技能や体力を伸ばすことを目的とする。
- (2) 指導は顧問が行うが、顧問が技術指導できず生徒中心に活動している部もある。必要に応じて、外部からコーチ（外部指導員、部活動指導員）を招く場合もある。
- (3) この活動を支えるために、必要に応じて各部に保護者を設ける。
- (4) 各部は活動を円滑にすすめるために、活動費（部費）を徴収することがある。
- (5) 部活動の部長（生徒）は、部長会を組織し部活動全体をリードする。
- (6) 各部の顧問は、顧問会を組織し、日常の諸問題に取り組む。

2 活動の基本

- (1) 部活動より授業・学級活動・生徒会活動など、校内の活動を優先する。
- (2) 顧問の指導または管理のある場合のみ活動ができる。
- (3) 顧問の指示には必ず従う。
- (4) 1年間自己のできる範囲で精一杯活動を行う。
- (5) 決まりは普段の学校生活に準ずる。
- (6) やむを得ない事情があり転部を希望する場合は、退部する部の顧問及び入部する部の顧問と担任の承諾を得て、退部届を提出する。その後、転部を希望する部の顧問に入部届を提出する。
- (7) 事情があり退部を希望する場合は、退部する部の顧問及び担任の承諾を得て、退部届を提出する。

3 日野三中の部活動の形態

本校では、入部は希望制です。生徒自身が希望する部活動があるか、また活動状況が、本人のスタイルにあっているかなど、よく考えてからの入部となります。また部活動は顧問の教諭（職員）がいて成立するものなので、定期運動等にもなって、廃部になり、新入生を募集しないこともありますので、ご理解いただきたいと思います。

- (1) 入部申し込み時の注意
 - ①仮入部期間中によく活動状況を見て、質問等は各部顧問に相談する。
 - ②希望する部活動がある場合に入部届けを提出する。
 - ③入部申込書の有効期限は年度単位となっているので、2・3年次には改めて申し込む。
 - ④入部申込書は、担任に提出する。

4 活動日

- (1) 原則として顧問がつかない日は活動できない。
- (2) 定期テスト1週間前から定期テスト最終日まで、活動を停止する。（公式戦がある場合は1時間程度の活動を認める）
- (3) 三者面談などの時は、ケガの無いように練習内容を工夫して行う。
- (4) 平日1日以上、休日1日以上の週休日を設ける。ただし、日曜日に公式戦、コンクールがある場合は、この限りではない。その場合、他の曜日で休みをとる。

5

活動時間

(1)

平日	通年	活動時間…16:00～18:00（18:15下校） ・活動は1日2時間まで ・放課後の活動のみとし、朝練習は原則なしとする。 ※令和3年度より変更となりました。
休日		・部で調整し、活動は1日3時間までとする。 ・対外試合の場合は3時間をこえることがある。

(2) 下校時間は校門（正門・西門）を通過する時刻として厳守する。

(3) 放課後の学習と重なる場合は、学習活動を優先とする。顧問とも相談すること。

(4) 職員会議等の会議の際は再登校か補習教室等に参加してから活動すること。

※今後、日野市における部活動に関する方針に則って実施していきます。

6

活動場所

(1) 顧問に指示された場所で活動する。

(2) 各部長は、更衣室及び活動場所の戸締まりを徹底させる。

7

更衣

(1) 体育系の部は、下校時の荷物を持ち更衣する。男子は、顧問が指定した場所・体育館の更衣室・校庭の部活更衣室、女子は、顧問が指定した場所・体育館の更衣室・昇降口前の更衣室とする。（年度当初に顧問会で確認する。活動後は、学級に戻らず下校する。鍵の管理に注意する）

(2) 文化系の部は、下校時の荷物を持って活動場所へ行き、活動後は学級に戻らず下校する。

8

飲食

(1) 食事を持参した時は、指定された場所で、ソーシャルディスタンスに気を付けながら部でまとまり食事をする。この時、使用した後の点検・整美を確実にし、戸締まりも責任を持って行う。

(2) ビン・カン・菓子類の飲食、下校時の買い食いを禁止する。

(3) 水筒は必要に応じて持ってきて良いが、中身は水かお茶かスポーツドリンクとし、時と場所をよく考えてから飲むこと。

(4) 外出は、原則として認めない。

9

事故

(1) ケガをした場合は、直ちに顧問に連絡する。体調不良等の理由で活動に参加できない時は、活動前に顧問に届け出る。

※ 休日等の活動におけるケガなどで病院に行く場合、可能な限り顧問が対応しますが、保護者の方のご協力をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

10

顧問会での確認事項

(1) 下校時刻を守り、解散後は速やかに帰宅する。

(2) 更衣・活動場所の整理整頓を徹底する。

*以上2～8のいずれかに違反した部員が出た部は、部長会や顧問会にはかり、活動停止にすることがあります。各ご家庭においても、以上のきまりを守り活動ができるようにご協力ください。